

な試みはすべて無駄なものにとどまります。民族^{ナショナル}国民^{ナショナル}をともかくも自己目的として通用させるその根拠に依拠する限りでは、いかなる超^{スーパー}民族^{ナショナル}国民^{ナショナル}的^{ナショナル}で倫理的な要請のため余地もありません。なぜなら、民族^{ナショナル}国民^{ナショナル}が有する超^{スーパー}民族^{ナショナル}国民^{ナショナル}的^{ナショナル}な責任遂行はもはやまったく存在しないからです。無機質な倫理の観点からすると、民族^{ナショナル}国民^{ナショナル}的^{ナショナル}な行動の内部にそのつど境界線を刻印するところの信仰の奥深さは、ひとたび信仰内容を除去されるなら、再び満たされることはありません。改心の日まで、それは空虚なものにとどまるのです。

この改心が遅きに失しないということ、それはわれわれ警告者にのしかかる関心事となりました。人間たちが形成する諸民族^{エスニック}の民族^{エスニック}国民^{ナショナル}的^{ナショナル}な危機のうちには、ユダヤ性の危機がきわめて鋭い筆致で書き込まれています。他のどこよりも明白な仕方、われわれのいう生か死の決断は、ここで正当なナショナリズムが不当なナショナリズムかの決断の相貌をまとったのです。

5 アラブ問題決議への提案

第一二回シオニスト会議で、ブーバーは他の誰にも増して、自分の所属党たるヒタハドゥートの政治的大綱について報告するよう求められた。この大綱は、彼の党の目にはシオニズムの焦眉の課題を描き出し、アラブ側の民族^{エスニック}国民^{ナショナル}的^{ナショナル}な奮闘に対して肯定的な態度をシオニズムに取らせるような決議を会議に呈示するものと映った。アラブ問題はヒタハドゥートの関心を、とりわけその母体となったパレスティナのハボエル・ハツァイル「若き労働者」の意で、一九〇五年にベタハ・ティクバで結成、最初のキブツを作った⁽¹⁾の関心を強く惹くものだった。社会主義の倫理的側面を際立たせ、貧困な民衆層の境遇に強い関心をもつ党にとっては、アラブ人大衆の敵対的行動——不信感と、その後にはどうやら潜んでいる傷ついた感情——は、重大なイデオロギー的で道徳的な問題を意味していた。加えて、パレスティナの農村部に入植地を建設しようと欲していた党に

としては、アラブ人たちとの相互理解は、避けることのできない具体的かつ緊急の問題だった。激しさにおいても規模においてもそれまでに勃発した同様の騒ぎをはるかに上回る、一九二二年五月の騒乱の後では特に、ヒタハドゥートはアラブ人との関係の改善をそれまで以上に重要視するに至ったように見える。この目標を達成できるといふ可能性についても、その仕方についても、内部で意見が分裂していたにもかかわらず、パレスティナにおいてもディアスポラにおいても、ヒタハドゥートの仲間のあいだでは、次のような確信が定着することとなった。すなわち、アラブ人の敵愾心を、もはや単にエフェンディの陰謀とみなしてはならないし、それは単なるエフェンディの陰謀ではなく、真の、そしてまた強力な民族^{エスニック}国民^{ナショナル}的^{ナショナル}な運動の表現なのである。ブーバーもまたこの方向のみずからの判断を修正した。

以下にその抜粋が再録されるブーバーの主張は、ハボエル・ハツァイルのイデオロギー的表象をきわめて正確に反映している。何よりもまずパレスティナの地での外交とリアルポリティックスの方途にもとづいて保証を得ようと欲したヘルツルとは逆に、一九〇五年にパレスティナで創設されたハボエル・ハツァイルは、シオニストの先駆者たち（ヘブライ語ではハルツィームという）が父祖の地へただ

ちに移住することに賛成していた。この移住は、かの地で確立されるべきユダヤ人労働者たちの共同体にとって不可欠な制度や文化を徐々に作り出していくためのものだった。パレスティナ初の共同入植地の建設の後盾となったのはハルツィームであったが、彼らは、ユダヤ民族^{エスニック}国民^{ナショナル}再生の道徳的基礎として、労働——肉体的で、搾取することなき労働、何よりも農業労働——の理想を称賛していた。先駆者の気概の父として称えられた哲学者A・D・ゴルドン（二八五六一—一九二二）は、自立的労働の理想を絶対的な道徳的・精神的価値にまで高めた。ゴルドンが説くところでは、イスラエルへの帰郷はユダヤ人を「人類的民族^{エスニック}」、人類を具現するところの民族^{エスニック}たらしめる。この民族^{エスニック}は、他の民族^{エスニック}との関係においても「ばら倫理的戒律によってのみ⁽²⁾」される。個人の他の諸個人との関係においてもそうでなければならぬように。個々の人間だけではなく、ひとつの民族^{エスニック}もまた神の似姿である。ゴルドンが言うには、人類的民族^{エスニック}としてのユダヤ人にとっての試練はアラブ人たちとの関係でなければならぬ。曰く、「彼らに対するわれわれの行動は、相手に直すべき点が多々ある場合でも、高度なものであり続ける道徳的気概によって支えられねばならない。われわれにとって彼らの敵意は、われわれがより人間的に振舞うための根拠でなければならぬだろう。」

一九一九年以降、ブーバーはハポエル・ハツァイルのドイツ支部の公式黨員だったのだが、その彼は、党の見解とりわけA・D・ゴルドンによって書かれたかたちでの見解のうち(5)、みずからの見解との非常な近接を認めていた。だからこそ、自分たちの意見を会議で代弁してくれとの党の要請にブーバーは喜んで従ったのだろう。アラブ問題についてブーバーによって呈示された決議はたしかに党の公式声明ではあるが、それでもなお、その文言は明らかにブーバーに帰される。

(1) Y・シャピラの「ハポエル・ハツァイル——その理念と現代性」(Y. Shapira, haPoel hazair: Die Idee und ihre Aktualität. hebr., Tel Aviv, 1967, S. 357f.)。

(2) 同右。しかし、これはシオニストの指導部の支配的意見ではなかった。一九二二年五月のアラブ人による騒乱への反応として強調されたのは、「穏健な」アラブ人を支援し、ユダヤ人の自己防衛を強化することがいかに重要かであった。シオニストの指導者、特に在パレスティナの指導者は、「たとえばアラブ人との和平という利害に即してなされるべき根本的譲歩にもとづいて振舞う」用意がまだできていなかった。N・コーエン『パレスティナのユダヤ人とアラブ問題』一九二七—一九二五年(N. Cohen, *Palestine Jewry and the Arab Question 1917-1925*, London, 1978, S. 105)。

(3) シャピラ前掲論文(S. 358)。

(4) 「外部から」(Von außerhalb, 1929)、『A・D・ゴルドン全集』(Gesammelte Werke von A. D. Gordon, hebr., hg. von S. H.

Bergmann und E. Schochat, Jerusalem, 1962, I, S. 480)。

(5) ブーバーは『A・D・ゴルドンをめぐって』(シオニズムの理念に関するヘブライ語での説明を締め括っている。「真の教師」(Der wahre Lehrer, 1923)、『ユダヤ人とそのユダヤ教』(Der Jude und sein Judentum, S. 772f.)、『畑と石』(Der Acker und die Steine, S. 773f.)をも見られたい。

(6) マルティン・ブーバーの『書簡集』(Briefwechsel, II, S. 79—85)を参照。

(7) ヒタドウィットの中央委員会の名において、アラブ問題についての党の決議を読み上げるようブーバーに要請したローベルト・ヴェルチエは、意見表明に先立って、この決議の草案をブーバーに呈示した。この点については『書簡集』(II, S. 81—83)を参照。

アラブ問題決議への提案

(一九二二年)

(……)パレスティナの非ユダヤ人住民と折衝することはバルフォア宣言の論理的帰結のひとつであります。不幸にもこの折衝は遅きに失しましたが、それでもやはり、それが可能となった場合には即座に行われるべきだったでしょう。私は途方もない困難があるのを見誤っているわけではありませんが、しかし、民族と折衝すべきではなく

国家と折衝すべきだという常套句に従うつもりもありません。民族としてまだ構成されておらず、自分たちの合法的な代表者もまだ有していない人々と折衝することがいかに困難であるかは承知しています。アラブ民族が相手である場合にはなおさら困難であることも！ それでもなお行われるべきこと、それが行われなかったのです。まったくその通りで、アラブ人の名士たちとの折衝があちこちで頻繁に行われることなどありませんでした。もっとも、こうした折衝が成果を収めるためには二つの前提が必要です。第一の前提は、現実の大入植事業が周到な計画にもとづいて開始されるのを全世界に知らしめること。第二の前提は、折衝の土台として、具体的な政治的・経済的プログラムを立てることです。これら二つの前提が欠けていたように私には思えるのです。

われわれが生きている時期は、まさにわれわれが今話題にしたような意味で、並外れて困難な時期です。この時期はわれわれに洞察と決断を強いています。とはいえ、刹那的にわれわれは知り、決断するのではなく、歴史的な洞察から、中近東の人々の永続的な現実、その努力や運動を見通すことからするのであって、それらが純粹で真正で正当な生への意志に発しているがゆえに、われわれの民族に国民的な共感(1)は当然そこへと向けられるのです。私が考

えているような政治が、遅きに失したとはいえ世界に向けて今開始されるためには、われわれが考えていること、われわれが望んでいることが、世界に向けて、これまでよりもはつきりと言明されるのでなければなりません。聞く耳をもっている人々はそれに耳を傾けるでしょう。いざいざしても、われわれはそれをできる限り公然と、できるだけ明確に語るつもりです。それに、われわれの言葉が聞かれるにせよ聞かれぬにせよ、言葉そのものは残るでしょう。そこで、この意味において私は、自分がここで代表するべき集団、ヒタドウィット、ハポエル・ハツァイル、ウツェイレ・ツイオンの名において、願いと希望を込めて、皆さんに決議をしていただきたい。本会議が今述べたような精神において、それをいささかも弱めることなく、以下の言明を公式声明として裁決していただけます。

「分裂後八年を経てはじめて、自覚的なユダヤ人が一堂に会したこの時期に、西洋東洋の諸民族に国民に向けて新たに次の点が明確化されるべきである。すなわち、ユダヤ民族の強固な核となる人々はみずからの古の家郷へと帰還し、そこで、自立的な労働にもとづいた新しい生活を建設する決意をしており、この新しい生活は、新しい人類の有機的構成要素として拡大し、存続しなければならぬ。われらが先駆者となった人々の生活と努力を通じて確固たる

ものにされたこの決意については、いかなる現世的権力もそれを阻むことはできない。かかる決意ゆえにわれわれに加えられる暴力行為はいずれも、われわれの民族に国民的意志の証書に血の印章を刻むだけであろう。

とはいえ、こうした民族に国民的意志は他の民族に国民性と相反目するわけではない。二千年のあいだすべての国で迫害される少数派であったユダヤ民族は、今や再び歴史の主体として世界史のなかに踏み込んだのだが、自分がかくも長きにわたってその犠牲者であった權威的ナショナリズムの方法からユダヤ民族は激しい嫌悪の念をもってみずからを引き剥がす。われわれは歴史のかつ精神的な不変の絆をもってこの土地と結ばれているのだが、そこへ戻ろうとわれわれが努力しているのは、他の民族を抑圧したり支配したりするためではない。今日、この土地にはわずかな人々しか住んでおらず、とりわけ熱心に、また整然と耕作するなら、われわれに、そしてまた、現にそこに住んでいる部族に十分な空間を提供するだろう。

エレッツ・イスラエルへのわれわれの帰還は、恒常的に拡大し続ける移住というかたちをとって成就されねばならないが、他の者たちの権利をいささかも侵害することはないだろう。アラブ民族との正しい結びつきを通じて、われわれは共同の居住地を、経済的・文化的に花開いた共同体た

らしめようと欲しているのだが、かかる共同体の拡張は、その民族に国民的な成員の各々に、正常で自立的な発展を保証するだろう。

われわれの入植は、われわれの民族の救済と刷新にのみ奉仕するもので、ある領土の資本主義的搾取を目的としたものではまったくないし、なんらかの帝国主義的目標に仕えるものでもない。そうではなく、かかる入植の意義は、共有地での自由な人間による創造的労働にある。われわれの民族に国民的な理想のこの社会的性格のうちには、次のようなわれわれの確信にとっての強力な保証が存している。すなわち、われわれとアラブ人労働者たちとのあいだに、深い、また恒常的な利害の共通性があることが明らかになるだろうし、この連帯は、目下の混乱から生じた対立すべてを必ず克服するだろう。

このような結びつきについての意識は、二つの民族に属する者たちのうちに、公的生活ならびに個人的生活のなかで働く相互の敬意と相互の厚情の念を生み出すだろう。その時はじめて、二つの民族の再会が歴史的事件として真に成就されるだろう。」

6 アラブ問題をめぐる会議の決議

ブーバーによって呈示されたアラブ問題についての決議は起草委員会に手渡された。同委員会は、会議での投票に先立って、その決定稿を作成しなければならなかったのだが、そこでブーバーの提案は激しい抵抗に遭った。白熱した論争と数多くの政治的やりとりの結果行き着いた妥協案は、ブーバーのもともとの提案とはもはや似て非なるものであった。自分の原文にあった主要方針が削除されているのを見て、ブーバーは動転したにちがいない。美しくはあるが空疎な妥協案の文章は、ブーバーの目にはシオニズムはアラブ人と敵対しているとの非難に対処するための戦術的筆致としか映らなかつた。アラブ人との意思の疎通に対する配慮が、ここでは従うべき義務としての性格を大幅に縮減されていた、とブーバーは言っている。実際、妥協提案のなかでは、怨恨と憤怒の表出によって平和への呼びかけがかき消されている。したがって、会議の決議が怒りと

いう観点から始まっているのに対して、ブーバーの提案は肯定的な確言で始まっている。シオニズムの道徳的展望をブーバーは強調し、「新たな人間性」というヴィジョンを呈示したが、こうした展望やヴィジョンが削除されたのは偶然ではない。同様に、「迫害された少数派」というブーバーによるユダヤ性の特徴づけ、ならびに「權威的ナショナリズム」、帝国主義、資本主義的搾取を撥ねつけるというシオニズムの決意もまた検閲の対象となった。更に、ブーバーの草案はアラブ人に自立的な発展を保証しているが、この草案は会議の決議では、「支障なき民族に国民的発展」と、実に曖昧な響きを有したものと化している。最後に、ブーバーの草案がユダヤ人とアラブ人との和平と友愛への明確かつ強力な願いをもって締め括られているのに対して、会議での決議は逆に、バルフォア宣言についてはもはや議論の余地はないと、アラブ人に向かって明確化することに帰着するように見える。加えて注目に値するのは、妥協提案が、名譽ある合意のための基礎としてアラブ人に呈示されるべきだった具体的な政治的・経済的プランをまったく含んでいないということだ。以下に続くのは、第一二回シオニスト会議で採択された妥協決議である。

(1) この点についてはハンス・コーンの『マルティン・ブーバー

—その作品と時代』(Hans Cohn, Martin Buber, Sein Werk und seine Zeit, Köln, 1961, S. 435) に付されたローベルト・ヴェルチエの「跋」を見られたい。

(2) 第一二回シオニスト会議の前夜、パレスティナの高等政務委員ハーバート・サミュエル卿は、シオニスト機関に何度も至急の催促をして、「シオニズムの成功はアラブ人にも利益をもたらすもので、何ら由々しき作用を彼らに及ぼすものではない」ことをアラブ人がそこから引き出せるような至急の建設的企てを實行に移すよう求めた。加えて、高等政務委員は、シオニストの入植事業の目的は建設的なものであって破壊的なものではないことを公式声明を通じてアラブ人に保証するよう、シオニズムの指導者たちに要請した。この点については、N・キャプランの『パレスティナのユダヤ人とアラブ問題』前掲書(S. 214f.)を見られたい。

アラブ問題をめぐる会議の決議

(一九二一年)

悲しみと怒りをもって、ユダヤ民族は最近のパレスティナでの出来事を体験した。パレスティナのアラブ人住民のうちでも、煽動に乗った一片の良心もなき者たちの敵対的態度が血ぬられた暴力行為として表現されるに至ったのだ。このような態度も、ユダヤ人の民族「国民的家居(Nationalheim)」の建設というわれわれの決意を弱めはしないし、

また、アラブ民族と協調と相互的敬意の関係を結んで生き、更には、アラブ人と連帯して、共同の居住地を繁栄せる共同体たらしめようというわれわれの意志を弱めもしない。

そして、このような共同体の構築は各々の民族にその支障なき民族「国民的な発展を保証するだろう。二つの偉大なセムの民族は、かつても共同の文化創造に際して関係を結んだのだが、互いに民族「国民として再生したこの時期にも、各々の生活利害を共同の仕事へと統一する術を心得ている。

第一二回シオニスト会議は、この声明を土台として、また、バルフォア宣言を無条件に維持しつつも、アラブ民族との誠実な相互理解のための努力を更に強化することを執行部に要請する。本会議ははっきりと宣言する。ユダヤ人による入植労働は、アラブ人労働者の権利と要求を侵害するものではない、と。

7 政治と真理のあいだ

ユダ・L・マグネスへの書簡

ブーバーはアラブ問題について自分自身が提出した決議案採択のために熱心で確信に満ちた闘いを遂行したが、この闘いにおいては少数派だった。党の政治的状况は妥協を必要としていた。しかしながら、ブーバーは政治的生活のこの事実を承認せざるをえないと考えたわけではなく、妥協に際して諸原則が侵犯されてはならないと主張した。起草委員会の構成員のほとんどがブーバーの高く評価する人物で、彼らの世界観をブーバーも共有していたのだが、その起草委員会が道徳的原則よりも政治的妥協のほうを重要視したことに、彼は深い衝撃を受けた。ブーバーはそこから、深く考えるべき重要な帰結を引き出した。彼は政党政治から身を退き、政治的策謀から遠ざかった。こうした策謀においては、あまりにも頻繁に、原則が、全面的に裏切られるとは言わないまでも、不分明なものにされてしまうのだから。第一二回シオニスト会議から二六年後、ブーバ

ーは、政党政治における策略や企みとの短くはあるが決定的な経験の思い出を書き留め、ユダ・L・マグネス宛ての書簡でそれを表現している。

(1) この点については、エルンスト・ジローモンの「マルティン・ブーバーの理論と有効性におけるナショナリズム、シオニズム、ユダヤ「アラブの抗争」(Ernst Simon, Nationalismus, Zionismus und jüdische-arabische Konflikt in Martin Bubers Theorie und Wirkamkeit, in *Bulletin des Leo Baeck-Institutes*, 33, 9Jg. 1966, S. 21-84) を参照。

(2) 「真理と救済」(Wahrheit und Erlösung) という題のもとに、この論述は最初ユダ・L・マグネスに差し出された。マグネスは、イフロード——ユダヤ人とアラブ人との相互理解のための連盟——創設の陰の功労者ともいうべき精神的指導者であるが、ブーバー晩年の多岐にわたる政治的活動はこの連盟の枠内で展開された。論述の結論部(ここには再録されていない)で、ブーバーは、政治的行動が真理を犠牲にしてはならないとのみずからの確信を強めてくれたとして、マグネスならびにイフロードに感謝している。